

学校感染症に関する治癒証明書の提出について

お子様が下記の学校感染症にかかれた場合、学校保健安全法第19条の規程により、感染のおそれが消失するまでの休養の期間は出席停止となります。

登校する際は、治癒証明書の提出をお願いします。

学校での集団感染を防ぐため、医師の指示に従って登校させていただきますようご協力よろしくお願いいたします。

学校感染症（インフルエンザを除く）

- 百日咳
- 麻疹（はしか）
- 風疹（三日はしか）
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 水痘（みずぼうそう）
- 咽頭結膜熱（プール熱）
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎

○その他感染症

感染性胃腸炎 ・ 伝染性紅斑（りんご病） ・ 手足口病 ・ 溶連菌感染症
マイコプラズマ感染症 など

※インフルエンザは様式が異なります

ご不明な点がございましたら、担任または保健室へお声かけください。

病 院 記 入 欄

治 癒 証 明 書

沖縄県立美咲特別支援学校

(幼・小・中・高) 年 組 氏名

病名

上記の主要症状が消退し、感染のおそれなくなったため

月 日より登校してもよいことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関

医 師 印